

脇田フィッシャリーナクラブ会則

第1章 会則

第1条 名称

1. 本会は、脇田フィッシャリーナクラブと称する。
(平成24年12月9日設立)

第2条 事務所

1. 本クラブは、脇田漁港フィッシャリーナ交流棟に主たる事務所を置く。
(北九州市若松区大字安屋3725番地)

第3条 目的

1. 本クラブは、会員及び船舶の安全性向上と、安全な海面利用、会員の親睦・互助を図ることを目的とする。

第4条 事業

1. 本クラブは、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の情報交換、連絡調整。
 - (2) 安全情報の収集、提供。
 - (3) 海洋環境の保全。
 - (4) その他必要事項。

第5条 小型船安全協会への加入

1. 本クラブは、(社)九州北部小型船安全協会に加入し、すべての会員が、その会員となる。

第2章 会員

第6条 会員

1. 本クラブは、脇田漁港フィッシャリーナ長期係留棧橋使用者が会員となる。
2. 本クラブを脱退するものは、速やかに届けなければならない。

第7条 会費の納入

1. 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第8条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一つに該当するときはその資格を失う。
 - (1) 長期係留棧橋の使用の許可を更新しない時。
 - (2) 長期係留棧橋の使用を廃止する時。
 - (3) 長期係留棧橋の使用を市から取り消された時。
 - (4) 会費の納入を怠った時。

第9条 権利の放棄

1. 会員は、その資格を失った場合においても、既に納付した会費の返還を請求することが出来ない。

第10条 代表者の届出及び責務

1. 船を複数で共同使用及び共同所有する場合、代表者を選出し届け出なければならない。
2. 代表者の届出が無い場合、長期係留棧橋の使用許可にあたり届出た、共同使用及び共同所有の代表者、又は法人管理責任者を代表者とする。
3. 代表者は、共同利用者に本クラブでの決定事項を厳守させるとともに、共同利用者の行為に責任を負う。

第11条 名簿の作成と保存

1. 本会は、係留番号、船名、氏名、住所、電話番号を記載した会員名簿を作成する。
2. 本会の会員名簿は、事務所に備えておき、会員について変更があるごとにこれを訂正しなければならない。
3. 会員へは、係留番号、船名、氏名、携帯番号を記載した会員名簿を配布する。
4. 役員の利用の承諾

第3章 機関

第12条 役員の定数

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事
(ヨット、漁船、プレジャーボート等各タイプ1名選出) 3名
 - (4) 書記・会計 1名

第13条 役員の選出

1. 会長は、総会に於いて会員の中から選出する。
2. 副会長、理事、書記・会計及び会計監査は会長が委嘱する。

第14条 役員の任期

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を認める。
2. 役員は、辞任の意思を表示し、又はその任期が満了しても後任者が就任するまでは、引き続き在任しなければならない。但し、特別の事情があるときは、役員会の承認を経て直ちに離任することができる。
3. 補欠、又は増員により選ばれた役員の任期は他の役員の在任期間とする。

第15条 役員の職務

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括、総会を招集、総会の議長、(社)九州北部小型船安全協会の代表及び(仮称)脇田フィッシャリーナ安全・利用調整会議の委員となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある場合、その職務を代行する。また、(仮称)脇田フィッシャリーナ安全・利用調整会議の委員となる。
3. 理事は、役員会に出席し、事業の計画案及び実施を行い、(仮称)脇田フィッシャリーナ安全・利用調整会議の委員となる。
4. 書記・会計は、総会及び役員会の議事の記録、文書の作成並びに各種案内状等の作成を行う。

第16条 役員の報酬

1. 役員の報酬は無報酬とする。但し、役員会、(社)九州北部小型船安全協会、(仮称)脇田フィッシャリーナ安全・利用調整会議への出席一回につき、交通費二千元を支給する。

第4章 会議

第17条 種別

1. 会議は、総会及び役員会とする。

第18条 総会

1. 総会は、会員を以って構成し、本規約に定める事項及び重要な事項を決議する。
2. 総会は、会員1/2出席数（委任状含む）で成立し、多数決で決議する。

第19条 総会の招集

1. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
2. 通常総会は、原則として毎年5月に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、招集する。

第20条 総会招集の手続き

1. 総会開催の日時、場所及び議案は、役員会の審議を経て会員に通知しなければならない。

第21条 決議権の行使

1. 会員は、総会においてすべて1票の決議権を有する。

第22条 役員会

1. 役員会は、会長が必要と認めたととき、これを招集する。

第5章

第23条 資産

1. 本会の資産は、会費・寄付金及びその他の収入からなるものとする。

第24条 資産の管理

1. 本会の資産は、全会員の物でありその管理に関しては役員に一任する。

第25条 経費の支弁等

1. 本会の経費は、第24条の資産を以って支弁する。
2. 毎年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第26条 会費

1. 本会の会費は、年会費五千円として毎年総会開催日までに、その金額を徴収する。徴収方法は、総会時持参またはゆうちょ銀行（郵便局）に振込みとする。
2. 会費の使用目的は、総会で承認された予算書の内容とする。
3. 会費のほかに、特に必要があるときには、総会の決議によって特別会費を徴収することが出来る。

第27条 事業年度

1. 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第28条 報告及び承認

4. 会長は、役員会の審議を経て、前年度に於ける収支決算書を作成し、これを総会に提出して、その承認を得なければならない。
5. 収支決算書は、総会開催前までに会計監査に提出して、その監査を受けなければならない。

第29条 会計監査報告

1. 会長は、会計監査を指名し、これを委嘱する。
2. 会計監査は、前条第2項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

第30条 書類の整理

1. 第29条の規定によって、総会の承認を得た書類、その他一切の帳簿及び記録は、これを事務所に備えておかなければならない。

第31条 給水設備等

1. 給水設備の使用の権利は、15,000円（預り金）負担者に限る。
2. 利用者は、節水及び水道栓キーの管理を遵守すること。
3. 自己責任にて破損させた場合は、修理等を負担する。
4. 水道使用料は、使用者全員で別途徴収する。
5. 給水設備の会計は、別会計にて管理する。
6. 利用者が退出する場合は返金し、新利用者から徴収する。

第6章 雑則

第32条 規定

1. 本会の業務を執行するために必要な諸般の規定は、役員会の審議を経て、別にこれを定める。

第33条 義務及び責任

1. 会員は、所有船舶の係留管理及び釣行中他に発生する一切のトラブルについては、会員個々の責任において解決する義務を負うものとする。
2. 会員は、お互いに助け合い協力して会の運営にあたる。
3. 会員は、自船及び自船の係留場所周辺の清掃美化を怠らなければならない。

附則 この会則は、平成29年4月1日から適用する。

改訂 平成30年4月1日改訂… 役員定数変更

平成31年4月1日改訂… 主たる事務所変更、所在地・設立年月日明示